

資料室



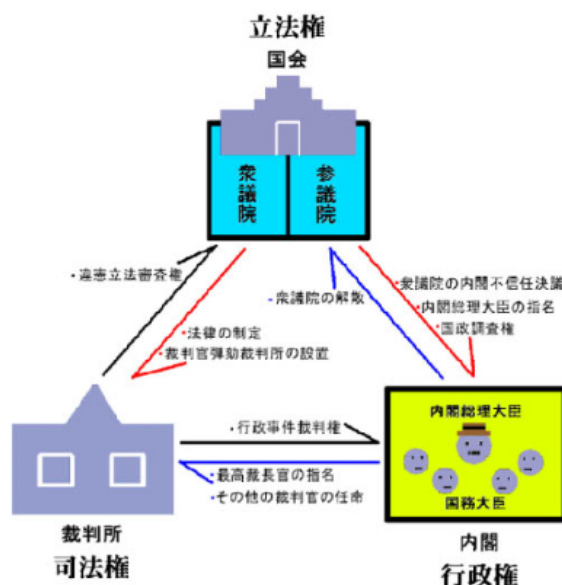
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第6章 司法 (4)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

日本国憲法を知らう (条文解説) 第6章 司法 (4)



憲法第八十一条 【 法令審査権と最高裁判所 】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

語句説明

- ① 命令・・・国の行政機関によって制定されたおきて。政令、総理府令、省令などがある。
- ② 規則・・・物事のきまり。特に国会の両議院、会計検査院、人事院、各種委員会、あるいは、都道府県、市町村の長などがその権限に属する事柄について制定する法。
- ③ 処分・・・基準に照らして処理すること。また罰すること。国や公共団体の機関が法律に基づいて権利を認め、義務を命ずる行為。
- ④ 適合・・・よくかなうこと。ぴったり当てはまること。

概要説明

下級裁判所などすべての裁判所が違憲審査権を有していますが、最高裁判所が違憲審査権を有する終審裁判所(審級制度における最終の審理を行う裁判所)であることを明定しています。

なお、その対象として「条約」について触れられていませんが、条約も違憲審査の対象となるとの考えも有力です。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

- 社会保障
- 労使トラブル法律相談Q&A
- 労働関係法
- 経営全般
- 人間関係とコミュニケーション
- ライフプラン
- 男女共同参画
- 公務員関係法
- 日朝の歴史
- 7つの習慣
- 中東の歴史
- ボランティア活動
- 環境活動
- 社会貢献活動
- 自己啓発
- 生涯学習
- 外交・防衛問題
- 資本論
- 教育カリキュラム
- 日本国憲法

傾聴

語り部スキル

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.